

## 政府調達に関する自主的措置におけるＳＤＲ基準額の円貨換算レート

政府調達に関する自主的措置におけるＳＤＲ基準額については、令和8年1月30日付官報掲載の財務省告示第28号を基礎として、下記のとおり円貨換算レートが定められている。（令和8年4月1日より令和10年3月31日までの間に締結される調達契約について適用。）

### 記

500 SDRの邦貨	10万円
10万 SDRの邦貨	2,000万円
38.5万 SDRの邦貨	7,700万円
80万 SDRの邦貨	1億6,000万円
200万 SDRの邦貨	4億円
500万 SDRの邦貨	10億円